

令和6年第1回港区議会臨時会 付議予定案件

港 区

令和6年第1回港区議会臨時会付議予定案件一覧

区長報告3件

区長報告第5号	専決処分について（港区特別区税条例の一部を改正する条例）・・・1
区長報告第6号	専決処分について（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例）・・・・・・・・・・2
区長報告第7号	専決処分について（浦島橋改修工事請負契約の変更）・・・・・・・・3

議案1件

議案第32号	令和6年度港区一般会計補正予算（第1号）・・・・・・・・3
--------	-------------------------------

令和6年第1回港区議会臨時会付議予定案件（概要）

区長報告 第5号

【産業・地域振興支援部税務課】

専決処分について（港区特別区税条例の一部を改正する条例）

本件は、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和6年3月30日に公布され、「地方税法」が一部改正されたことに伴い、条例の一部改正について専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

【法改正の背景】

物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税等を実施するため、地方税法等が改正されました。

定額減税に係る改正部分は、令和6年4月1日に施行されました。

【専決処分をした日（条例を公布した日）】

令和6年4月1日

【条例改正の内容】

- ①令和6年度分の個人住民税について、一定の条件を満たす納税義務者※の所得割の額から、納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除きます。）1人につき1万円を控除することとします。
- ②控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除きます。）については、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除することとします。
- ③その他規定の整備

※定額減税の対象者は、令和5年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者です。

【施行期日】

公布の日（令和6年4月1日）

専決処分について（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例）

本件は、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和6年3月30日に公布され、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」が一部改正されたことに伴い、条例の一部改正について専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

【法改正の背景】

アメリカ合衆国の軍隊の構成員等が所有する自動車に係る自動車税及び軽自動車税の種別割の徴収について、証紙を用いる方法に加え、普通徴収の方法によることができることとするため、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律が改正され、令和6年4月1日に施行されました。

【専決処分をした日（条例を公布した日）】

令和6年4月1日

【条例改正の内容】

アメリカ合衆国の軍隊の構成員等が所有する軽自動車^{*}に係る軽自動車税の種別割の徴収について、証紙を用いる方法に加え、普通徴収の方法によることができることとします。

※対象となる軽自動車は、アメリカ合衆国の軍隊の構成員等が私用で所有している車両です。

【施行期日】

公布の日（令和6年4月1日）

区長報告 第7号

【総務部契約管財課】

専決処分について（浦島橋改修工事請負契約の変更）

本件は、^{うらしまはし}浦島橋改修工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和6年3月26日

【変更内容】

○契約金額 5億9,400万円
→ 6億865万3,100円
(1,465万3,100円増額します。)

【変更理由】

現場閉所^{*}による週休2日制に対応した労働者の適正な収入を確保する必要があることから、週休2日制工事の場合の労務費の積算基準に変更したため

※現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して工事現場が閉所された状態をいいます。

【契約の相手方】

港区高輪三丁目19番23号
徳倉建設株式会社東京支店

○当初契約を議決した議会
令和5年第2回定例会

【工事場所】



議案 第32号

【企画経営部財政課】

令和6年度港区一般会計補正予算（第1号）